

## 車 両 継 続 検 査 整 備 仕 様 書

- 1 検査整備は次に掲げる項目について実施するものとする。
  - (1) 点検内容は、車両継続検査整備（12か月または24か月点検）を行うこと。
  - (2) 前号の継続検査整備の結果、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の規定による保安基準に適合させるために必要な部品交換、その他の措置を行うこと。

この場合において、次に掲げる部品は必ず交換することとし、その他の部品交換及び修理については、分解後、当局と協議し、その後交換又は修理を行うものとする。

なお、整備作業を行う際には、随時、局の中間検査を受けるものとする。

    - ア スパークプラグ
    - イ エアーエレメント
    - ウ ラジエーター及びシリンダーブロック内の水を抜き替えること。  
（ロングライフクーラントを規定内入れること。）
    - エ ブレーキオイル
    - オ エンジンルームにスチームクリーナーをかけること。  
（ダイナモに水をかけないように注意すること）
  - (3) 国土交通大臣等への継続検査手続きを行うこと。

この場合、検査登録は残存する検査有効期限内に完了させること。
  - (4) 整備記録簿（写）を提出すること。
- 2 継続検査時にかかる自賠責保険料、重量税、自動車検査登録手数料（印紙代1,100円）については、当局に代行し関係機関への手続きを行うこと。

なお、上記諸費用については、別途継続検査の有効期間が満了するまでに支払うものとする。ただし、継続検査の有効期間が4月に満了するものについては、4月中に支払うものとする。
- 3 第1項第2号後段に示すその他の部品交換及び修理に要する費用は、その都度協議の上当局において負担するものとする。
- 4 当該車両は当局の指示により「水道局で引き取り水道局へ納車すること」を原則とする。なお、これにかかる諸費用は受注者の負担とする。
- 5 交換した旧部品は当局職員が確認した後、処分すること。

呉 市 水 道 局

## 車 両 定 期 点 検 整 備 仕 様 書

- 1 定期点検整備は次に掲げる項目について実施するものとする。
  - (1) 定期点検整備は、国土交通省で定める定期点検基準を適用する。
  - (2) 前号の定期点検整備の結果、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の規定による保安基準に適合させるために必要な部品交換、その他の措置を行うこと。

この場合において、部品交換及び修理については、分解後、当局と協議し、その後交換又は修理を行うものとする。

なお、整備作業を行う際には、随時、局の中間検査を受けるものとする。
  - (3) 整備記録簿（写）を提出すること。
- 2 第1項第2号後段に示すその他の部品交換及び修理に要する費用は、その都度協議の上当局において負担するものとする。
- 3 当該車両は当局の指示により「水道局で引き取り水道局へ納車すること」を原則とする。なお、これにかかる諸費用は受注者の負担とする。
- 4 交換した旧部品は当局職員が確認した後、処分すること。

呉 市 水 道 局